

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認釧路地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	11 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	8 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	5 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	4 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和58年4月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から37年3月まで  
② 昭和58年4月から61年3月まで

申立期間①については、昭和36年4月ころに夫が国民年金の加入手続をA町役場で行った。その後、自宅に集金に来ていたA町役場の職員から私が印紙を購入して夫婦二人分の保険料を納付していたので未納とされていることに納得できない。

申立期間②については、私は会社に勤めていたので、自宅で酪農業を営んでいた夫に夫婦二人分（夫が60歳以降は私の分のみ）の保険料を預け、夫が集金人に納付しており、夫の分は納付済みとなっているのに私の分が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間に保険料の未納は無く、オンライン記録及びA町が作成した被保険者名簿により保険料の納付日が確認できる期間については、すべて現年度納付していることが確認できるほか、申立人は60歳以降も任意加入して保険料を納付していることから、申立人の納付意識は高かったことがうかがえる。

また、申立人は、申立期間②について、「夫に夫婦二人分の保険料を預け、夫が集金人に納付し、夫が60歳となった以降は私の分を夫が納付していた。」旨の供述をしているところ、当時、A町役場では、集金人による保険料の収納が行われていたことが確認できるほか、申立人の供述する申立期間②の保険料納付額は、当時の保険料額とおおむね符合しており、申立人の供述に不自然さはみられない上、申立人の夫については、申立期間②のうち、昭和58年4月から60歳となる59年\*月まで付加保険料を納付済みであることを踏まえると、58年4月から59年\*月ま

での期間については夫婦二人分を集金人に納付し、同年6月から61年3月までの期間についても、引き続き夫が集金人に申立人の保険料を納付したと考えるも不自然ではない。

一方、申立期間①について、申立人は、昭和36年4月ころに夫が夫婦二人分の国民年金の加入手続を行ったと主張しているところ、夫婦の国民年金手帳記号番号は、前後の任意加入者の資格取得時期から37年11月から同年12月ごろ加入手続し、資格取得日を36年4月1日までさかのぼったものと推察されるほか、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡は見当たらない上、一緒に納付していたとする申立人の夫も、申立期間①は未納期間となっている。

また、申立人の申立期間①における保険料の納付方法の記憶も曖昧<sup>あいまい</sup>であり、申立人が申立期間①に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、ほかに申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和58年4月から61年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和50年1月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年1月から49年8月まで  
② 昭和50年1月から51年3月まで

アルバイトをしていた頃、同居していた父親に国民健康保険と国民年金の加入を勧められ、A市役所で加入手続き保険料を納付しており、申立期間について未加入・未納となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間②は15か月と比較的短期間であり、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間に未納がないことから、申立人の納付意識は高かったことがうかがえる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の記号番号を持つ任意加入被保険者の資格取得年月日から、昭和51年6月ごろ払い出された記号番号であることが確認できることから、申立人はこのころ加入手続き、資格取得日を50年1月までさかのぼったものと推察されるが、このころ加入手続きしたとすれば、申立期間②は過年度納付が可能であり、申立人の国民年金納付済み期間のうち、被保険者台帳及びオンライン記録により、過年度納付が確認できる期間も散見されることから、納付意識の高かった申立人が、申立期間②について過年度納付したと考えることも不自然ではない。

一方、申立人が所持する年金手帳には、国民年金に関して、「初めて被保険者となった日」として「昭和50年1月21日」の記載が確認できるところ、上記のとおり、申立人は51年6月ごろに加入手続き、資格取得日を厚生年金保険の資格喪失日である50年1月21日までさかのぼったものと推察されることから、申立期間①は未加入期間であり保険料を納付することができない期間であるほか、申立人に対し申立期間に係る別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間①に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、ほかに申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和50年1月から51年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 4 月から同年 6 月まで  
20 歳から漏れなく国民年金保険料を支払ってきたはずであり、申立期間についても農業協同組合の担当者へ保険料を手渡していたはずであるので申立期間が未加入・未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間は 3 か月と短期間であり、申立人は申立期間を除き、20 歳となった昭和 36 年\*月から 60 歳となる平成 13 年\*月までの期間、国民年金に加入し、その加入期間に未納が無いことから、申立人の納付意識は高かったことがうかがわれる。

また、申立人は、「昭和 59 年 6 月までは国民年金保険料を外回りの農業協同組合の担当者へ他の公共料金と併せて納付し、同年 7 月以降は口座振替により納付していた。」と供述しているところ、当時、当該農業協同組合では、顧客の求めに応じて顧客宅へ赴き保険料を収納していたことが確認できたこと、市が作成した申立人の被保険者名簿には同年 7 月から口座振替により納付していたことを示す記載が確認できることから、申立人の供述に不自然さはみられない。

さらに、オンライン記録によると、申立期間は未加入期間とされているところ、当該記録は平成 13 年 10 月に未納期間から未加入期間へ記録訂正されていることが確認できることから、昭和 59 年当時、申立期間に係る納付書が発行されていたものと考えられ、納付意識の高い申立人が、申立期間の保険料だけを納付しない事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を25万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月11日

申立期間に支給のあった賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、A社が当該賞与について社会保険事務所（当時）に届出を行っていなかったため、保険料として納付されていなかった。

A社は誤りに気づき、年金事務所に当該賞与に係る届出を行ったが、既に2年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できず、厚生年金保険の給付に反映されないため、反映されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成18年12月分賞与に係る支給控除一覧表から、申立人は、25万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に申立てに係る賞与支払届を提出しており、保険料も納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成18年12月11日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を25万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和31年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月11日

申立期間に支給のあった賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、A社が当該賞与について社会保険事務所（当時）に届出を行っていなかったため、保険料として納付されていなかった。

A社は誤りに気づき、年金事務所に当該賞与に係る届出を行ったが、既に2年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できず、厚生年金保険の給付に反映されないため、反映されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成18年12月分賞与に係る支給控除一覧表から、申立人は、25万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に申立てに係る賞与支払届を提出しており、保険料も納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成18年12月11日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を25万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和43年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月11日

申立期間に支給のあった賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、A社が当該賞与について社会保険事務所（当時）に届出を行っていなかったため、保険料として納付されていなかった。

A社は誤りに気づき、年金事務所に当該賞与に係る届出を行ったが、既に2年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できず、厚生年金保険の給付に反映されないため、反映されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成18年12月分賞与に係る支給控除一覧表から、申立人は、25万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に申立てに係る賞与支払届を提出しており、保険料も納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成18年12月11日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を25万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和44年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月11日

申立期間に支給のあった賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、A社が当該賞与について社会保険事務所（当時）に届出を行っていなかったため、保険料として納付されていなかった。

A社は誤りに気づき、年金事務所に当該賞与に係る届出を行ったが、既に2年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できず、厚生年金保険の給付に反映されないため、反映されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成18年12月分賞与に係る支給控除一覧表から、申立人は、25万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に申立てに係る賞与支払届を提出しており、保険料も納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成18年12月11日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を25万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和45年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月11日

申立期間に支給のあった賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、A社が当該賞与について社会保険事務所（当時）に届出を行っていなかったため、保険料として納付されていなかった。

A社は誤りに気づき、年金事務所に当該賞与に係る届出を行ったが、既に2年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できず、厚生年金保険の給付に反映されないため、反映されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成18年12月分賞与に係る支給控除一覧表から、申立人は、25万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後、申立てに係る賞与支払届を提出しており、保険料も納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成18年12月11日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を25万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和29年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月11日

申立期間に支給のあった賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、A社が当該賞与について社会保険事務所（当時）に届出を行っていなかったため、保険料として納付されていなかった。

A社は誤りに気づき、年金事務所に当該賞与に係る届出を行ったが、既に2年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できず、厚生年金保険の給付に反映されないため、反映されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成18年12月分賞与に係る支給控除一覧表から、申立人は、25万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に申立てに係る賞与支払届を提出しており、保険料も納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成18年12月11日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を25万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和47年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月11日

申立期間に支給のあった賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、A社が当該賞与について社会保険事務所（当時）に届出を行っていなかったため、保険料として納付されていなかった。

A社は誤りに気づき、年金事務所に当該賞与に係る届出を行ったが、既に2年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できず、厚生年金保険の給付に反映されないため、反映されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成18年12月分賞与に係る支給控除一覧表から、申立人は、25万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に申立てに係る賞与支払届を提出しており、保険料も納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成18年12月11日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を25万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和39年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月11日

申立期間に支給のあった賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、A社が当該賞与について社会保険事務所（当時）に届出を行っていなかったため、保険料として納付されていなかった。

A社は誤りに気づき、年金事務所に当該賞与に係る届出を行ったが、既に2年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できず、厚生年金保険の給付に反映されないため、反映されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成18年12月分賞与に係る支給控除一覧表から、申立人は、25万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に申立てに係る賞与支払届を提出しており、保険料も納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成18年12月11日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和51年2月から同年5月までの期間、52年4月から同年5月までの期間、53年4月から同年5月までの期間、54年4月から同年5月までの期間、55年4月から同年5月までの期間、56年4月から同年5月までの期間及び57年4月から同年5月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 51 年 2 月から同年 5 月まで  
② 昭和 52 年 4 月から同年 5 月まで  
③ 昭和 53 年 4 月から同年 5 月まで  
④ 昭和 54 年 4 月から同年 5 月まで  
⑤ 昭和 55 年 4 月から同年 5 月まで  
⑥ 昭和 56 年 4 月から同年 5 月まで  
⑦ 昭和 57 年 4 月から同年 5 月まで

私は昭和49年から平成4年までの期間、A事業所に非常勤職員として、毎年度、原則10か月間雇用され社会保険にも加入していたが、残りの期間は無職であったため、毎年、離職後ただちにB町役場で国民年金の手続をして、納付書が届き次第、まとめて納付していたので、未加入・未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する年金手帳には、国民年金に関して、「はじめて被保険者となった日」として「昭和58年4月1日」の記載が確認できるところ、オンライン記録により、申立人は、同日に国民年金に任意加入していることが確認でき、制度上、任意加入者は加入手続を行ったときからさかのぼって被保険者資格を取得することができないことから、申立期間は未加入期間となり、国民年金保険料をさかのぼって納付することはできない。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付するためには、別の手帳記号番号が払い出されていなければならないが、申立人に対して別の手

帳記号番号が払い出された事実は確認できないとともに、払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立期間は7回にも及び、いずれの機会においても関係行政機関が事務処理を続けて誤ることは考え難い。

加えて、申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 37 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 8 月 26 日から同年 9 月 1 日まで  
厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所（当時）に照会したところ、申立期間について加入記録が無いとの回答を得た。  
昭和 61 年 4 月 1 日から 62 年 8 月末まで A 社に勤務していたので、厚生年金保険料控除の事実を確認できる資料は無いが、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の加入記録によると、A 社における離職日が昭和 62 年 8 月 25 日となっており、厚生年金保険の資格喪失記録と一致している上、申立人と同時期に勤務していた上司及び同僚 5 人は、「申立人は同社に勤務していたが、勤務期間については不明である。」と供述しており、申立人の申立期間における勤務実態は確認できない。

また、A 社に照会したところ、「申立人は当社に勤務していたが、昭和 62 年 8 月 31 日までかどうかは、資料が無いため不明である。申立人の資格喪失日が 26 日になっているのは、給与支給日の 25 日付けで退職扱いとしたためである。当時、短期間で転職する者が多く、精算するために一度会社に来てほしいと言ってもそれきりになってしまう例が多かったため、給与支給日で一度精算し、その後の分はアルバイト給としていた。保険料は翌月控除で、最後の給料で控除している保険料は前月分であるため、資格喪失日はその月内であれば、特に精算の必要がなかった。」との回答を得ており、同社が保管する申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書によると、資格喪失年月日を 62 年 8 月 26 日、退職等の年月日を同年 8 月 25 日として届け出ていることが確認できる。

さらに、A 社において厚生年金保険の加入記録があり、申立人と同様に 26

日付けで資格喪失している者に照会したところ、回答があった二人のうち一人は「自分の厚生年金保険の記録を確認したことがないし、資格喪失日が 26 日になっている理由は不明である。」、もう一人は「資格喪失日が 26 日になっているのは認識している。月末まで働いたかどうかは記憶が無いが、資格喪失日が 26 日になっているのは、25 日が給料日だったからだと思う。」と供述しており、いずれも月末までの勤務実態及び保険料控除については確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年7月10日から30年5月5日まで  
厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所(当時)に照会したところ、申立期間について加入記録が無いとの回答を得た。

A工事現場で電気設備の保守係として勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、B社が元請先であったA工事現場で働いたが雇用された会社名は記憶に無いと供述していることから、同社C支店に照会したところ、「昭和29、30年の社員名簿にD出張所の記載があるが、現場の従業員は出張所ごとに厚生年金保険に加入していたと思われ、申立人の名前は従業員名簿に無く、当社で雇用していたという記録は無い。」との回答を得ており、当該事業所での勤務を確認することはできない。

また、申立期間当時に適用事業所だったB社E支店において厚生年金保険の加入記録があり、D出張所に勤務していた複数の者に照会したところ、「申立人の名前は記憶に無い。」と回答しているほか、「厚生年金保険に加入していたのは正社員だけで、下請作業員は加入していないはずである。」との供述もあることから、当時、当該事業所では社員のみを厚生年金保険に加入させ、下請作業員等は加入させていなかったことがうかがえる。一方、申立人が勤務したと思われる下請の事業所名も特定することができない。

さらに、申立人が一緒に仕事をしたとして名前を挙げた同僚の一人はすでに死亡しており詳細を確認することができないが、同人は申立期間に厚生年金保険の加入記録が無いことから、申立期間当時の状況を確認することはできない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認

できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 26 年 7 月から 29 年 8 月 1 日まで  
厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所（当時）に照会したところ、申立期間について厚生年金保険の被保険者記録が無いとの回答を得た。  
昭和 26 年 7 月から退職した 32 年 2 月まで A 社 B 支店 C 営業所に勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

複数の同僚等の供述から、申立人が A 社 B 支店 C 営業所に勤務していたことは推認できるものの、勤務期間の特定及び厚生年金保険料の控除については確認できない。

また、A 社本社に申立人の勤務実態及び厚生年金保険料控除の状況について照会したところ、同社 D 支店から「当時の資料が残っていないため不明。」との回答を得ており、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することはできない。

さらに、A 社 B 支店 C 営業所の同僚は、実際の入社日の 6 か月後に同社 B 支店で資格取得していることが確認できるほか、申立人が初めて厚生年金保険の資格を取得した E 事業所において厚生年金保険の加入記録がある者二人に照会したところ、二人とも申立人が勤務したとする A 社 B 支店 C 営業所には勤務していないが、同社 B 支店に入社したとしており、「入社後 6 か月から 1 年位の間は臨時職員として勤務し、その間は健康保険や厚生年金保険には加入できなかった。」、「当時の A 社は、採用後すぐに厚生年金保険に加入させていなかった。」と供述していることから、当時の事業主は勤務していた者を一律に厚生年金保険に加入させていた状況にはなかったことがうか

がえる。

加えて、申立人が初めて厚生年金保険の資格を取得したE事業所は、社会保険事務所の記録によれば、昭和 29 年 3 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、これ以前に当該事業所が適用事業所として届出されていた事実は見当たらないほか、上述の二人の被保険者は、「A社B支店C営業所は、当時、同社B支店の管理内の事業所であったが、当該営業所には厚生年金保険に加入していない臨時職員が多数おり、労働組合でもその事を問題視していた。その問題解消のためE事業所を設立し、加入していない臨時職員を随時加入させたと思われる。」、「A社B支店の大部分の職員は各種保険に加入できずにいた。当時の庶務係長や労働組合の尽力により、E事業所を設立し、加入していない職員を随時加入させていった記憶がある。」と供述している上、オンライン記録による同作業部における被保険者の資格取得状況は、29年3月1日（事業所適用日）が54人、同年6月1日が3人、同年7月1日が2人、同年8月1日（申立人の資格取得日）が26人及び同年10月1日が4人となっていることから、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となった以降、勤務していた職員を随時、特定の日に合わせて厚生年金保険へ加入させていったことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 11 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 28 年 2 月 20 日から同年 10 月 1 日まで  
厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所(当時)に照会したところ、申立期間について加入記録が無いとの回答を得た。

A事業所に昭和 28 年 2 月 20 日から勤務していたが、同事業所が厚生年金保険の加入手続をしてくれなかったため、同年 10 月に自分で資格取得届を社会保険事務所に提出した。

当時、厚生年金保険料はA事業所が全額負担していたはずなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された辞令の写し及びA事業所から提出された労働者名簿により、申立人が申立期間において、同事業所に勤務していたことが確認できる。

しかし、労働者名簿の健康保険関係欄には、申立人が社会保険事務所に届出を行った資格取得日(昭和 28 年 10 月 1 日)が記載されており、社会保険事務所の記録と一致している。

また、申立人は、当時の厚生年金保険料はA事業所が全額負担しており、申立期間についても前任者の名目で自分の保険料が支払われていたと供述しているところ、同事業所は、「当時の厚生年金保険料が全額事業主負担であったかどうかは不明。」と回答しているが、健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿によると、前任者は昭和 28 年 1 月 1 日に資格喪失していることから、同事業所が同年 2 月以降も同人に係る厚生年金保険料を支払っていたとは考え難い上、申立期間前に同事業所に勤務していた者は、「私が勤務していた時の厚生年金保険料は、半額事業主負担、本人の給料から半額控除で、全額事業主が負担するような事業所ではないと思う。」と供述している。

さらに、A事業所が保管する入所日に係る記録において、昭和 25 年及び 26 年に入所した 5 人は、入所後 1 か月から 5 か月経過した後に、厚生年金保険被保険者の資格を取得していることが確認でき、当時、同事業所では、雇用した職員を入所と同時に厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。